

## 日本労働ペンクラブ賞規定

1、「日本労働ペンクラブ賞」は、クラブのメンバーによる労働問題およびこれに関連する著作につき、顕著な業績を示したことの証左として、賞の形をとるものである。

2、顕著な業績とは、次のいずれかの基準による。

- ①卓抜な視点、独創的な見解等により、労使関係当事者に影響を与えたもの。
- ②多年にわたる知的蓄積に立って、多大な労を傾けて著述に打ち込んだと認められるもの。
- ③労働およびこれに関連する諸問題に対し啓蒙的な役割を十分果たしたもの。

3、賞には、本賞のほか、特別賞を設けることができる。

4、授賞の手続きは以下による。

- ①著作の対象期間は、定期総会の前々年9月～前年8月の間に発表されたものとする。
- ②対象となる著作物は、あらかじめ「日本労働ペンクラブ賞選考対象」であることを明記して
  - (a) 著作者自ら事務局あてに提出したもの
  - (b) クラブのメンバーが他のメンバーのために推薦書を付して事務局あて提出したものに限定する。

なお、既往に本賞を受賞した者は選考の対象としないものとする。

5、授賞著作は、幹事会において決定し、定期総会もしくは適当な機会に表彰する。

1984年1月採択

改正 1994年1月

1998年5月

2003年1月